政策2　健康で安全・安心に暮らせるまち

施策1　防災・危機管理体制を整え、災害・テロに備える

第1次計画での取組状況

東日本大震災や竜巻、大雪等の災害を経験し、平成27年8月に熊谷市地域防災計画を修正しました。

平成27年度に災害対策の支援拠点である市本庁舎を、平成29年度には小学校など第一避難所の耐震化や防災行政無線のデジタル化工事を完了させました。

また、単身高齢者等の安否確認体制を確立するため、避難行動要支援者名簿を整備しています。

地域防災力を高める自主防災組織の結成や活動を支援し、組織率は世帯数の7割、防災訓練回数は年間211回に及ぶなど、活発な活動が行われています。

道路冠水や住宅への浸水被害を軽減するため、準用河川新星川をはじめとする河川や排水路、下水道雨水幹線の整備を進めています。

現状

市では、計画的な備蓄への取組や自主防災組織の育成・支援のほか、関係機関との支援協定の締結や防災訓練を実施しています。

また、近年多発している局地的集中豪雨により、これまでにない規模の浸水被害が顕在化しているため、一級河川の整備促進や準用河川新星川の改修及び排水路等を整備し、浸水被害の常襲地である大原・箱田地区の浸水被害軽減対策を行っています。

下水道雨水幹線は、計画的に整備を進め浸水防除に一定の成果を挙げています。

課題

災害発生時の被害を最小化するため、自助、共助の地域防災力を支援、強化するとともに、民間事業者等の協力のもと、帰宅困難者や要配慮者への対応、受援体制の整備など、実効性のある応急、復旧の体制づくりが必要です。また、国民保護に関し、緊急対処事態等に備えた関係機関との連携も課題です。

本市は、荒川と利根川の二大一級河川のほか、県管理の一級河川7本、準用河川2本を有しているため、河川改修や浸水被害の軽減対策が必要です。

また、都市化に伴う雨水流出量の増加や局地的集中豪雨等が原因とされる水害は、河川、下水道、排水路及び農業用排水施設等を一連の雨水排水システムとして捉えた浸水被害の根本的な対策が必要です。

基本方針

自助、共助の強化や熊谷市地域防災計画の見直しにより、災害から市民の生命と財産を守るとともに、治水対策を推進します。

また、国民保護に関する熊谷市の計画に基づき、武力攻撃や緊急事態への初動体制を整え、被害の拡大防止に取り組みます。

施策の目標

成　果　指　標	現状値	前期めざそう値	後期めざそう値
防災行政無線（固定系）の受信所数	243	260	270
防災メールの登録者数	14,370人	25,500人	32,500人
自主防災組織率	70.69%	76.00%	80.00%
自主防災組織訓練実施数	211	250	260

単位施策 1

防災・危機管理体制の充実を図る

防災計画や国民保護に関する熊谷市の計画を更新し、通信手段の確保や備蓄に努めます。武力攻撃や大規模テロの発生に備え、国、県、関係機関と連携し、万全の体制を整備します。

主な取組

- 災害時通信手段の確保
- 災害用資機材の充実と非常食や生活用品の備蓄
- 国民保護業務



（平成 28 年度）埼玉県・熊谷市国民保護実動訓練



（平成 28 年度）埼玉県・熊谷市国民保護実動訓練

単位施策 2

地域性を考慮した災害対策を進める

災害に備える自助を強化・向上させるとともに、自主防災組織の結成や活動の支援、防災リーダーの養成に努めます。また、小学校区等を単位とする地区防災計画やハザードマップの作成を支援し、共助の力を高めます。

主な取組

- 自助の強化に向けた広報・支援
- 自主防災組織への支援
- 避難行動要支援者名簿の整備



別府地区防災訓練





総合防災訓練

単位施策 3

治水対策を推進する

洪水氾濫を未然に防ぐため、国・県と連携し一級河川の整備を促進するとともに、市街地で発生する都市型水害の軽減を図るため、準用河川新星川の改修、湛水地域の排水路及び下水道雨水幹線の整備を促進します。

主な取組

- 準用河川新星川の改修
- 排水路等の整備
- 雨水幹線の整備

施策2 防犯体制を整え、犯罪を抑制する

第1次計画での取組状況

平成27年に、警察署・自治会連合会・市の3者で「熊谷市犯罪情報の住民提供等に関する協定」を締結しました。この協定に基づき、警察から提供を受けた犯罪情報等を防災行政無線や「メルくま」を用いて市民等へ提供するなど、防犯に役立てています。

また、パトロールアドバイザーによる防犯講座や防犯パトロールの指導、青色防犯パトロール車による巡回に加え、自主防犯活動団体の活動支援等を行っています。

防犯灯は、平成24年度からLED化への補助加算を開始し、平成26年度から灯具交換の無利子貸付金制度を設けるなど、LED化を進めています。

現状

犯罪認知件数は、平成14年の5,910件をピークに、平成27年には1,600件まで減少し、平成28年は1,695件となっています。

一方、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害は高齢者を中心に、平成27年が27件、約4,194万円、平成28年が20件、約3,611万円となっています。

また、子どもに対する声かけ事案は、平成28年は104件と、平成27年の64件を大きく上回っています。

増加する空家については、市内全域で実態調査を実施しました。

課題

犯罪認知件数は減少傾向ですが、振り込め詐欺や子どもへの声かけなど、高齢者や子どもたちを狙った事案が後を絶たず、また、不審者による突発的な事件の危険性も増えています。

また、危険度の高い空家の対策が必要です。


青色防犯パトロール車


防犯パトロール

基本方針

警察、市民、関係団体との連携を図り、犯罪情報の迅速な提供や防犯講座等の実施とともに、地域ぐるみの防犯活動を支援し、防犯意識の高揚と犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。

施策の目標

成　果　指　標	現状値	前期めざそう値	後期めざそう値
「メルくま」防犯・交通安全情報登録者数	15,221人	16,600人	17,850人
犯罪認知件数	1,695件	（現状値から）100件減少	（現状値から）200件減少

単位施策 1

防犯意識の高揚を図る

防犯講座等を開催するほか、犯罪情報の住民提供等に関する協定に基づき、防災行政無線放送や「メルくま」による注意喚起により、防犯意識の高揚を図ります。

主な取組

- 防犯講座等の開催
- 防災行政無線放送や「メルくま」による注意喚起
- 防犯パトロールアドバイザーの派遣
- 青色防犯パトロール車による巡回パトロール

単位施策 2

地域防犯活動を支援し、防犯環境を整備する

自主防犯組織の拡充、活動の支援とともに、犯罪の起こりにくい環境を整備します。

主な取組

- 防犯パトロール用品の貸与支援
- 青色防犯パトロール車の維持管理補助
- 防犯灯の設置及び維持管理補助
- 防犯カメラの設置

施策3 消費者被害を防止する

第1次計画での取組状況

イベントや講座等を通じて消費生活相談窓口を周知し、消費者被害防止のため、チラシや年代別の啓発パンフレットの配布等を実施しました。

平成28年度から、消費生活センターを設置し、増加を続ける消費生活相談に対応するため、相談員を増員して相談体制を強化しました。

また、県の多重債務対策協議会に加入し、多重債務者相談強化キャンペーンを実施しました。

現状

インターネットやスマートフォンの普及等により、消費者被害は複雑化しています。

また、一人暮らしや家族と同居に関わらず、高齢者の相談が増加しています。一方、消費生活講座は、参加者数が伸び悩んでいる状況です。

課題

高度情報化、高齢化等の進行により消費生活相談は多様化、複雑化しており、相談体制の充実が必要です。また、増加する高齢者の見守り体制の構築等、関係機関と連携した消費者被害防止の取組が求められています。



悪質商法対策チラシ



消費者被害防止啓発活動

基本方針

消費者被害防止のため、相談体制を充実し、広報や講座による啓発、関係機関との連携により、高齢者をはじめとした市民の消費者被害を防止します。

施策の目標

成　果　指　標	現状値	前期めざそう値	後期めざそう値
消費生活相談件数	674件	710件	750件
消費生活講座参加者数	1,167人	1,000人	1,000人

単位施策 1

消費者被害を防止する

新たな課題や困難事案へ対応するため、消費生活相談員の資質向上及び関係機関との連携を図り、消費生活相談体制の充実を図ります。

また、高齢者を地域で見守る人への情報提供や、消費生活に関する知識等を習得するための消費生活講座を開催するなど普及啓発に努めます。

主な取組

- 消費生活相談体制の充実
- 消費生活講座の開催



消費生活講座



消費生活相談

施策4 交通安全を推進する

第1次計画での取組状況

交通安全を推進するため、警察、交通安全協会等と連携した交通安全の教室やフェアを開催し、交通安全教育や意識啓発、自転車マナーの啓発等を行っています。

交通事故の発生件数は減少傾向ですが、高齢者による交通事故が増加しています。

また、通学路の安全点検や要望等による看板や路面表示の設置等を行いました。さらに、駅周辺の放置自転車は、立哨指導の拡大により徐々に減少しています。

現状

交通事故（人身）の発生件数は減少傾向、死亡事故件数（死者数）は横ばいです。
また、交通事故死者のうち高齢者の割合が高くなっています。

課題

市民の交通安全意識の向上、特に高齢者の安全意識の普及（高齢運転者の運転免許の自主返納に対する取り扱い等の確立）が必要です。

さらに、交通死亡事故の一層の抑制が課題です。



交通安全運動出発式

基本方針

安全・安心な都市を目指し、警察や交通関係団体と連携しながら、交通安全意識の高揚と正しい交通マナーの啓発・普及に努めます。

また、緊急性の高い通学路の歩道整備を重点的に進め、側溝の蓋掛け等、地域の実情に対応し、交通事故防止を図ります。

施策の目標

成　果　指　標	現状値	前期めざそう値	後期めざそう値
交通人身事故発生件数	952件	（現状値から） 100件減少	（現状値から） 200件減少

単位施策 1

交通安全対策を進める

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの普及・啓発を図ります。

また、通学路等は、歩道整備を含めた道路拡幅改良工事を行い、ソフトとハード両面から交通事故の減少・防止に努めます。

主な取組

- 交通安全教育の充実
- 交通安全意識の普及・啓発
- 自転車運転マナーの普及・啓発
- 自転車駐車場の利用促進、自転車の放置防止指導
- 高齢運転者の運転免許自主返納者への支援等
- ゾーン30の整備、通学路の交通安全対策



交通安全教室



ゾーン 30

施策5 健康づくりを推進する

第1次計画での取組状況

市民の健康づくりを支援するため、熊谷市健康増進計画に基づき、健康教育や相談、運動教室等の開催で健康づくり体制を強化し、各種検(健)診や予防接種等の保健事業を実施しました。

また、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、加入者の健康保持・増進と疾病予防、重症化予防を図り、熱中症予防では、熱中症等予防情報システムや防災行政無線により、注意喚起を行いました。

現状

日本人の死亡率上位を占めるがん、心疾患、脳血管疾患等は主に生活習慣病に起因し、疾病予防には、食生活をはじめ運動や休養、喫煙、飲酒等の生活習慣の改善のほか、定期的な各種検(健)診等の受診など、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組めるような環境づくりを推進しています。

また、国民健康保険事業では、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満等)に着目した特定健康診査やドック検査の奨励などを継続して実施し、保健事業の一層の充実を図っています。

熱中症予防については、注意喚起のほか、啓発や講習、避難スペースの設置等を実施しています。

課題

年々の医療費増加傾向に加え、団塊世代が後期高齢者(75歳以上)となり、さらに医療・介護費が増大することが見込まれる2025年問題を控え、健康無関心層にも働きかけることのできる健康づくり事業の展開が求められます。

また、特定健康診査等の受診率を向上させるためには、健康診査等の重要性の周知や啓発等において工夫が必要です。

母子保健分野では、法改正に伴う乳幼児の健康保持・発育発達、虐待予防など育児支援を含む役割強化が求められています。

そして、全国的に多発する熱中症を予防する継続的な対策が必要です。



特定健診　運動指導



まちなかオアシス

基本方針

市民が主体的に目標をもって行う日常的な健康づくりへの取組を支援・推進します。

施策の目標

成　果　指　標	現状値	前期めざそう値	後期めざそう値
健康であると思っている市民の割合	74.0%	80.0%	80.0%
特定健康診査の受診率	31.5%	60.0%	60.0%
健康づくり関連事業の参加者数	33,546人	37,000人	40,000人
県内の熱中症救急搬送者数における市の割合	2.7%	2.5%	2.3%

単位施策 1

健康づくり体制を充実させる

健康づくり各種事業を充実し、市民の健康づくりを支援します。

主な取組

- 健康教育、健康相談、運動教室の実施

単位施策 2

保健事業を推進する

疾病の発生を予防し、市民の健康づくりを推進して、各種保健事業を一層充実します。

主な取組

- 健康診査及び相談の実施
- 乳幼児健康診査及び相談の実施
- 予防接種の実施
- 熱中症予防啓発の推進

施策6 医療体制を充実させる

第1次計画での取組状況

休日・夜間急患診療所の適正な運営により、初期救急医療体制を充実しました。

また、二次救急医療体制では、熊谷市第二次救急病院群輪番制病院及び太田地区輪番制病院、熊谷・深谷、児玉地区小児救急医療支援事業参加病院を支援して、受入体制の確保を図りました。

現状

休日・夜間急患診療所により、初期救急医療の体制が確保されています。

第二次救急医療では、熊谷・深谷地区（熊谷市・行田市・深谷市・寄居町）が連携し、9病院による輪番制、妻沼地区に対応して太田地区6病院による輪番制を実施しています。

また、小児救急医療は、熊谷市、深谷市、本庄市等、県北4市4町での広域的連携による輪番制で実施するため、医師を派遣しています。

課題

救急医療体制は、県が策定した医療計画に基づく地域市町の連携が必要です。

また、小児救急医療体制の維持確保とともに周産期医療の充実が課題です。



高規格救急自動車

基本方針

県、関係医療機関、各市町等と協力・連携し、適切な救急医療が受けられる体制を確保・充実します。

施策の目標

成　果　指　標	現状値	前期めざそう値	後期めざそう値
休日・夜間急患診療所の診療日数	365日	365日	365日
救急医療輪番制の病院数（熊谷・深谷地区）	9病院	9病院	9病院
小児救急医療輪番制病院の診療日数（熊谷・深谷、児玉地区）	365日	365日	365日

単位施策 1

救急医療体制の確保と充実を図る

市民が安心して暮らせるよう、救急医療体制を確保・充実します。

主な取組

- 休日・夜間急患診療所の運営
- 熊谷市第二次救急病院群輪番制病院への支援
- 熊谷・深谷、児玉地区小児救急医療支援事業に参加する病院への支援
- 小児救急医療医師派遣支援
- 救急医療施設の充実
- 周産期医療の充実



救急自動車内部



救急搬送の様子（訓練）

施策7 消防力を強化する

第1次計画での取組状況

火災予防では、予防査察により事業所の防火管理者選任率が向上しましたが、一般住宅の住宅用火災警報器の設置率は伸び悩んでいます。

消防体制では、新中央消防署に荒川分署を統合、管轄区域や配置車両を見直し、中心市街地及び市東部地域の災害に対する体制を強化しました。また、消防救急無線のデジタル化により、無線交信時の音声が明瞭化し、秘匿性も向上しました。さらに、消防ポンプ車や資機材、消防水利の整備を進めたほか、消防団員の確保・育成等に努めています。

救急・救助体制は、救急救命士数及び救命講習受講者数の増加により、救急体制の強化と応急処置の普及を図りました。

現状

火災予防のため、防火対象物の予防査察を強化し、防火管理体制の見直しと消防法令違反の実態把握を進めていますが、同時に、各種災害に備え、充実した消防体制の確立が必要です。

緊急車両は常備消防44台、消防団34台を配備していますが、災害発生状況は、平成26年の火災60件、救急8,809件、救助120件が、平成28年には火災64件、救急9,103件、救助104件となり、特に救急出動件数は増加傾向にあります。消防団員数は平成29年4月1日現在、条例定数528人に対し実員499人、充足率94.5%です。

また、消防水利は、適切な管理を行い、新規設置を計画的に進めています。

課題

火災予防の推進には、消防法令に違反する防火対象物への一層の指導や、一般住宅への住宅用火災警報器の設置普及を進める必要があります。

災害への備えとしては、近年、全国各地で頻発する自然災害のように、大きな災害が市内に発生し、橋が崩落したり道路が寸断されたとしても、防災の拠点である消防庁舎を中心とした、迅速な災害対応が重要です。しかし、大里分署、江南分署は老朽化し、耐震化が未実施のため、消防署、分署及び車両、人員等の効果的な配置や規模の適正化と併せた対策が必要です。加えて、計画的な車両の更新や大規模災害を見据えた資機材の充実はもちろん、防火水槽の消火用途以外の有効活用等、多角的な検討も重要です。

さらに、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団員の確保、装備の改善や教育訓練の充実が必要です。

救命率の向上については、拡大処置認定救急救命士(※)の養成や応急手当普及啓発の強化に努める必要があります。

※拡大処置(心肺機能停止前静脈路確保及び輸液、血糖測定並びにブドウ糖投与)について認定された救急救命士

基本方針

あらゆる災害に適切かつ迅速に対応し、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防力を強化します。

施策の目標

成　果　指　標	現状値	前期めざそう値	後期めざそう値
住宅火災による死者数	0人	0人	0人
応急手当実施率 (バイスタンダーCPR(※)) ※救急現場に居合わせた人による心肺蘇生法	38.8%	60.0%	60.0%

単位施策 1

火災予防対策を推進する

防火対象物等への積極的な予防査察により、防火管理体制の充実を図るとともに、消防法令違反への是正指導に取り組みます。

また、火災予防行事等あらゆる機会を捉え、住宅用火災警報器の設置を推進します。

主な取組

- 予防査察の強化及び消防法令違反対象物の是正
- 火災予防啓発事業の推進
- 住宅用火災警報器の普及・啓発



自衛消防隊初期消火訓練指導会



消防フェア

単位施策 2

消防体制の充実を図る

消防庁舎の整備及び人員、消防車両の適切な配置を図ります。

また、消防車両等の更新や消防水利の設置を計画的に行い、複雑多様化する各種災害への備えと消防力の強化を推進します。

主な取組

- 荒川南部地区の消防庁舎の整備
- 消防ポンプ車等の装備、資機材の充実
- 消防団活動の充実、団員の加入促進、常備消防との連携強化
- 消防水利の設置


消防車両点検



消防水利点検

単位施策 3

救急・救助体制の充実を図る

増加する救急出動に対応して、救急資器材の充実、拡大処置認定救急救命士の養成及び市民対象の救命講習会の実施により、救急搬送者の救命率向上や後遺症の軽減等を図ります。

また、大規模災害を含め、複雑多様化するあらゆる災害に備えて、救助資機材を充実し、救助隊員を養成します。

主な取組

- 救命講習会の実施
- 拡大処置認定救急救命士の養成
- 救助隊員の養成



地域へ発信！中学生サポーター事業（救命講習会）